

秋田市教育委員会  
令和4年5月定例会  
(事前配付資料①)

【資料目次】

付議案件

- 議案第8号 秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する件 … 1  
議案第9号 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件 … 4

協議事項

- (4) 令和4年度「二十歳（はたち）のつどい」（仮称）実施方針について … 5

教育長等の報告

- (1) 令和4年度の教育委員会事務の点検・評価について … 7  
(3) 明徳館駐車場整備工事について … 9



議案第8号

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する件

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を次のように改正する。

令和4年5月26日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「保護者」の次に「（未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」を加える。

- (1) 秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）  
第12条第1項
- (2) 秋田公立美術大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則第10号）  
第10条第1項
- (3) 秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）  
第12条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

民法の一部改正（平成30年法律第59号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部改正

### 第1 改正理由

民法の一部改正（平成30年法律第59号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 本則関係

次に掲げる規則について、規定を整備するもの

- (1) 秋田市立秋田商業高等学校学則
- (2) 秋田公立美術大学附属高等学院学則
- (3) 秋田市立御所野学院高等学校学則

#### 2 附則関係

施行は、公布の日からとするもの

秋田市立秋田商業高等学校学則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 (略) (入学手続)</p> <p>第12条 入学(編入学、再入学および転入学を含む。)を許可された者は、30日以内に、保護者(未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略) (入学手続)</p> <p>第12条 入学(編入学、再入学および転入学を含む。)を許可された者は、30日以内に、保護者が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>

秋田公立美術大学附属高等学院学則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 (略) (入学手続)</p> <p>第10条 入学を許可された者は、30日以内に、保護者(未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (入学手続)</p> <p>第10条 入学を許可された者は、30日以内に、保護者が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>

秋田市立御所野学院高等学校学則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 (略) (入学手続)</p> <p>第12条 入学(編入学、再入学および転入学を含む。)を許可された者は、30日以内に、保護者(未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略) (入学手続)</p> <p>第12条 入学(編入学、再入学および転入学を含む。)を許可された者は、30日以内に、保護者が連署した誓約書および住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>



議案第9号

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、秋田市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和4年5月26日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

氏 名	分 野	役 職 名 等
伊 藤 弘 幸	学校教育関係者	秋田市立下北手小学校長

任期は、令和4年5月30日から令和5年8月4日までとする。

提案理由

社会教育委員高井滋の辞任に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものである。

## 令和4年度「二十歳(はたち)のつどい」(仮称)実施方針について

### 1 事業の目的

人生の節目となる二十歳の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う大人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

### 2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

### 3 期 日

令和5年1月8日(日曜日)

### 4 会 場

CNAアリーナ★あきた(市立体育館)

### 5 対象者

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生し、現在秋田市に居住している者、過去に居住していた者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

### 6 運営協力委員会の設置

対象者による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

### 7 実施内容

式典(国歌斉唱、市長祝辞、参加者代表による抱負、万歳三唱)とアトラクション(お祝いメッセージ、吹奏楽演奏等)を実施する。

※ アトラクションについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、運営協力委員会で企画する。

### 8 対象者への周知

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや案内はがき等により事業内容等を周知する。

### 9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

### 10 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施内容の変更および中止等について、主催者である秋田市と秋田市教育委員会が協議し決定する。

※ 今後のスケジュール

令和4年	
5月26日(木)	○ 実施方針の協議【教育委員会定例会】 ○ 実施方針の決定【市長決裁】
6月上旬～下旬	○ 運営協力委員の募集・決定
8月下旬	○ 運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)
11月下旬	○ 開催要項の協議【教育委員会定例会】 ○ 開催要項の決定【市長決裁】 ○ 開催案内 (広報あきた等掲載) (案内はがき郵送) (来賓等へ案内)
12月上旬	○ 秋田中央警察署との合同会議実施
12月下旬	○ 警備の協議【教育委員会定例会】
令和5年	
1月8日(日)	○ 令和4年度「二十歳(はたち)のつどい」(仮称)開催

## 令和4年度の教育委員会事務の点検・評価について

### 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、公表するもの。

### 2 実施方針

点検・評価の対象とする施策・事業については、教育ビジョンの体系に基づき選定された、前年度の主要な事務事業とする。

#### (1) 対象事業の選定

昨年度の教育委員会4月定例会において議決された「令和3年度秋田市の教育について」中の「令和3年度の主要な施策・事業」を選定する。

#### (2) 評価シートの構成（別紙様式参照）

- ①「実績および成果（自己評価）」
- ②「今後の課題と対応（令和4年度以降の取組）」
- ③「方向性」
- ④「学識経験者の意見等」

### 3 点検・評価アドバイザー（学識経験者）（案）

- ・佐藤修司 秋田大学大学院教育学研究科 教授【継続】
- ・梶本歩美 国際教養大学国際教養学部  
グローバル・スタディズ領域 准教授【新規】

### 4 主な作業スケジュール

5月26日	教育委員会5月定例会：実施方針の報告
7月上旬	教育委員へ事務局案の提示、意見募集依頼
7月下旬	教育委員会7月定例会：事務局案についての意見聴取
8月上旬	学識経験者から意見聴取（～8月中旬）
9月下旬	教育委員会9月定例会：点検・評価報告書議決 市議会に報告（机上配布）

令和4年度 教育委員会事務の点検・評価報告書 様式（案）

目標1	志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実
施策の方向性2	確かな学力の育成
施策1	学習指導の充実

施策・事業	内 容	実績および成果 (自己評価)	今後の課題と対応 (令和4年度以降の取組) (記載例)	方向性 (記載例)
小・中学校情報教育環境の整備 (学事課)	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などのICT環境を整備する。	(記載例) 小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新し、情報機器の適切な維持管理に努めた。	(記載例) 学校における情報機器の適切な維持管理を行うため、小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新する。	(記載例) 大 拡
		※本事業については、令和元年度の点検・評価報告書において、学識経験者の意見として「ICT活用のために、設備の継続的な整備が必要である」との意見をいただいております。		
		※方向性については、拡大・見直し・継続・縮小・終了から選択することとする。		

【学識経験者の意見等】

--

## 明德館駐輪場整備工事について

### 1 事業目的

芸術劇場ミルハスオープン等により、今後予想される歩行者数の増加に対応するため、安全性を確保しながら、千秋公園に続く一帯の景観により一層配慮することを目的に図書館駐輪場整備を実施するものである。

### 2 主な内容

- ・既存駐輪場5棟のうち3棟を解体撤去し、2棟を屋根付き駐輪場として整備する。
- ・文化創造館前と同じ植栽（ドウダンツツジ）を残置し、千秋公園までの直線的なつながりを確保する（安全面から図書館出入口周辺部分は伐採伐根）。

主な工事内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・駐輪場3棟解体（A）*</li><li>・ 〃 2棟改修（残置）（B）*</li><li>・植栽残置（出入口周辺部分を伐採伐根）（C）*</li><li>・アスファルト舗装ほか</li></ul> ※A～Cについては、別添図面参照。
工期	6月～9月 (ミルハスランドオープン前)

### 3 スケジュール

- 6月 8日（水）入札  
6月14日（火）工事契約  
9月上旬 工事終了予定

